

宮古島市公告第 69 号

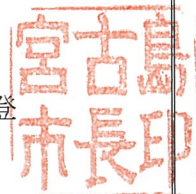
公 告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり都市計画を変更するため、同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、当該都市計画案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了までに宮古島市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 15 日

宮古島市長 嘉数 登



4. 都市計画案の種類

宮古都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)

5. 都市計画を変更する土地の区域

宮古島市平良字荷川取崎名原、宮古島市平良字西里西屋原、
宮古島市平良字下里東大原、宮古島市平良字下里腰原

6. 都市計画の案の縦覧場所

宮古島市建設部都市計画課(宮古島市役所 3 階)

4. 縦覧期間及び縦覧時間

縦覧期間 令和 8 年 7 月 15 日(水) から 令和 8 年 7 月 29 日(水)まで
縦覧時間 午前 9 時 ～ 午後 5 時 [土・日・祝日は除く]

9. 意見書提出先

意見書提出先 宮古島市建設部都市計画課※提出期限の午後 5 時必着

10. 意見書提出者の要件

意見書を提出することができる者は、都市計画法第 17 条第 2 項の規定により、宮古島市の住民及び利害関係人である。

11. 提出された意見書の取り扱い

都市計画法第 19 条第 2 項の規定により、都市計画の案を宮古島市都市計画審議会に付議する際に、提出された意見書の要旨を宮古島市都市計画審議会に提出する。

12. 問い合わせ先

■ 宮古島市 建設部 都市計画課

TEL(0980)73-4585